

第5期科学技術基本計画レビュー とりまとめ

令和2年6月

総合科学技術・イノベーション会議
基本計画専門調査会

(一部データについては令和2年8月時点での最新版に更新)

第5期科学技術基本計画レビュー（まとめ）

◆ 第5期科学技術基本計画の期間(2016年から2020年)において、関係府省庁が連携し、科学技術イノベーション政策を推進。

- イノベーション関連の司令塔機能の見直しなど、体制の構築は徐々に進展。
- 科学技術イノベーション関連予算は、第5期科学技術基本計画における対GDP比1%(約26兆円に相当)の目標に対し、令和2年度当初予算までの期間において約23.8兆円を確保しているが、米中をはじめとする諸外国における投資額の伸びに追いついていない。また、官民投資の対GDP比は高い水準にあるものの、投資の絶対額は諸外国の伸びに対して遅れを取っていることから、対GDP比での設定が適切かは要検討。
- 第5期科学技術基本計画で設定された目標値に関して、産学連携やベンチャー企業関連指標は概ね目標を達成する一方、若手研究者や女性の活躍といった研究人材の流動性関連の指標は目標未達。目標値の設定方法を含めた指標の在り方については要検討。
- イノベーションを巡る社会情勢の非連続的な変化についていけず、デジタル化で大きく遅れていることが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い顕在化。
- 研究力については、ノーベル賞を多数輩出しているものの、論文数、トップ論文数割合、新規分野開拓等で日本が占める位置が相対的に低下している。特に若手研究者の活躍促進は大きな課題となっている。
- “Society 5.0”の実現に向けたスマートシティ等の取組は一定の進展はあるものの、浸透度は道半ば。世界に先駆けて提言したが、定義が十分でないこと、悪平等や既得権益に縛られ変化のモチベーションが薄いことなどが阻害要因となり、十分に活かすことができなかった。

◆ Society 5.0の定義が不十分、危機感とスピード感が大きく欠如していたことなどの第5期基本計画期間の反省を第6期基本計画の検討へ活かすことが必要。

第5期科学技術基本計画レビューとりまとめ目次

1. 第6期科学技術基本計画への示唆
2. 第5期科学技術基本計画の目標値等の現状と課題
 - (1) 第5期期間中の科学技術・イノベーション関連トピック
 - (2) 科学技術関係予算の推移
 - (3) 政府の主な取組
 - (4) 目標値・主要指標の進捗状況
 - (5) 課題に関する検討状況
3. 第5期科学技術基本計画の対象範囲等の現状と課題
 - (1) 第5期科学技術基本計画の対象範囲
 - (2) Society 5.0の進捗状況

第5期科学技術基本計画のレビューの進め方

2019/8/6 基本計画専門調査会①

5期計画レビューの進め方



2019/10/29 基本計画専門調査会②

5期計画レビュー（ファクトデータを踏まえた目標値等の進捗状況と検証の方向性等）



2019/12/20 基本計画専門調査会③

5期計画レビュー（レビューから第6期計画への示唆等）
6期計画の方向性（将来像からのバックキャスト）



2020/3/26～4/9 基本計画専門調査会④（書面審議）

5期計画レビューとりまとめ案
6期計画検討（検討の論点）

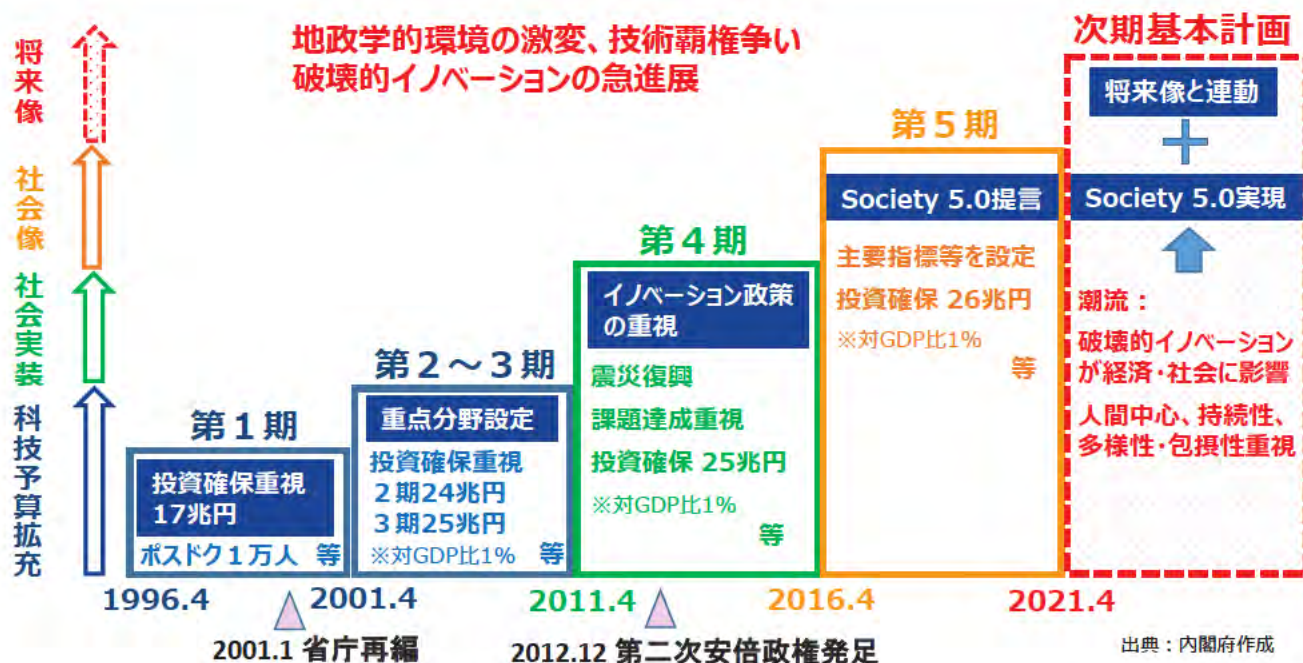


2020/6/5 基本計画専門調査会⑤

5期計画レビューとりまとめ
6期計画検討

科学技術基本計画の概要

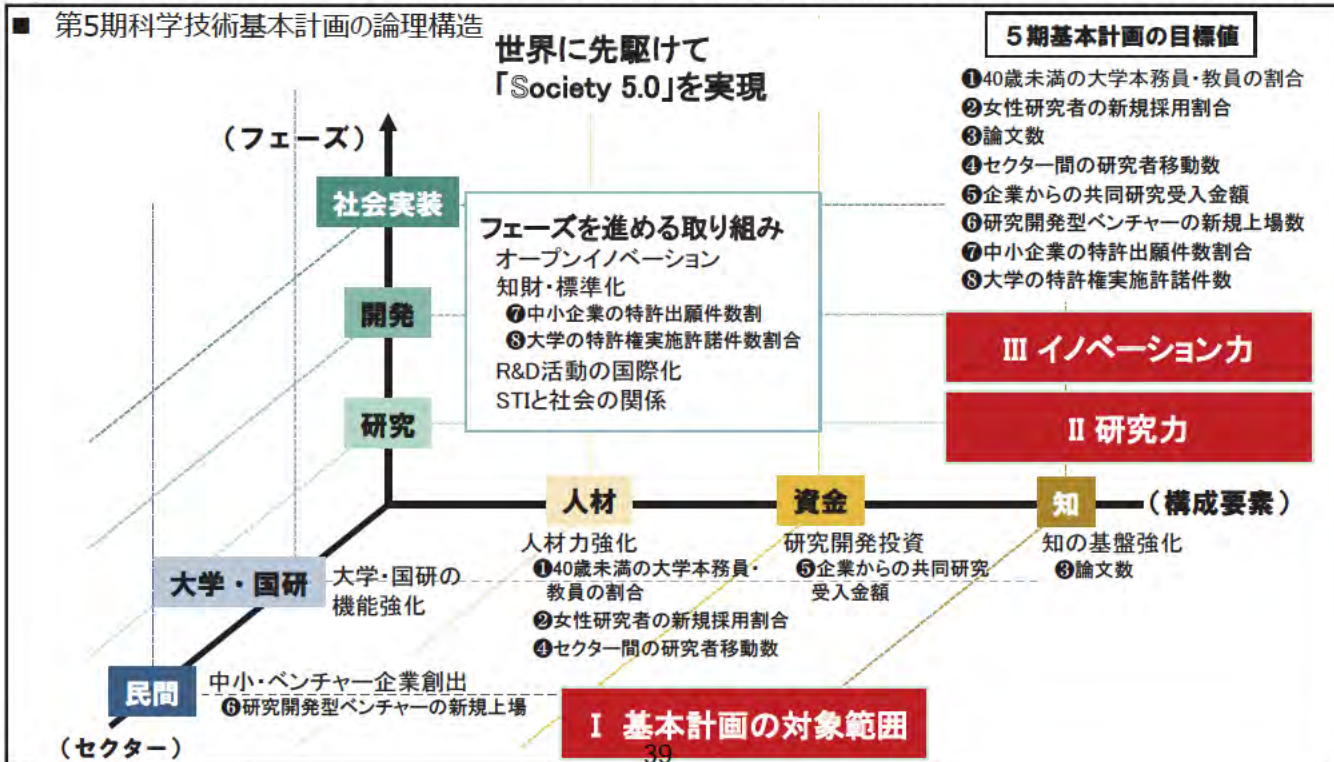
- 科学技術基本計画：科学技術基本法に基づき、5年毎に策定（総理諮問）
- 第1～3期は**科学技術予算拡充**、第4期は**社会実装**を重視
- 現行第5期では、**Society 5.0**を提言



第5期科学技術基本計画の構造

- ✓ 第5期基本計画では、「人材」「資金」「知」の『構成要素』、「大学・国研」「民間」の『セクター』、「研究」「開発」「社会実装」の『フェーズ』の各観点と、「オープンイノベーション」等の『フェーズを進める取り組み』を規定
- ✓ 基本計画の取組の進捗と成果の状況を把握するため、8の目標値、21の主要指標、研究開発投資目標（官民合わせて対GDP比4%、政府研究開発投資を対GDP比1%（26兆円に相当））等を設定
- ✓ 世界に先駆けて「Society 5.0」を実現することを提唱

レビューにあたっては、便宜上、この構造を「Ⅰ 基本計画の対象範囲」「Ⅱ 研究力」「Ⅲ イノベーション力」に区分する



1. 第6期科学技術基本計画への示唆

◆第5期基本計画のレビューに関し、第1回～第3回専門調査会会合での各委員からの指摘を以下の各項目(※)で整理

※第1回基本計画専門調査会で示した深堀検討のための政策テーマを基に再構成

1 基本計画

2 Society 5.0時代における科学技術と社会の在り方に関する現状と課題

3 科学技術の振興・イノベーション創出の振興に関する現状と課題

(1)人材力強化の現状と課題

(2)研究開発投資の現状と課題

(3)知の基盤強化の現状と課題

(4)大学・国研の機能強化の現状と課題

(5)中小・ベンチャー企業創出・育成

(6)産学連携とオープンイノベーション

(7)知財・標準化

(8)研究開発活動の国際化と科学技術外交

(9)新型コロナウイルス感染症の影響

背景 1 科学技術基本法等の一部を改正する法律案

法案(3月10日閣議決定)のポイント

- 科学技術基本計画の根拠法たる科学技術基本法の変更
- 法の対象に「**人文科学のみに係る科学技術**」「**イノベーションの創出**」を追加(→基本計画の対象としても追加となる)
- 「科学技術・イノベーション創出の振興方針」に、分野特性への配慮、学術研究とそれ以外の研究の均衡のとれた推進等の項目を追加
- 計画の名称を「**科学技術・イノベーション基本計画**」に変更するとともに、**計画の策定事項に人材等の確保・養成等についての施策を追加**

趣旨

施行期日 令和3年4月1日

AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくための改正を行う。

1. 科学技術基本法

○法律名を「科学技術・イノベーション基本法」に変更

○法の対象に「**人文科学のみに係る科学技術**」「**イノベーションの創出**」を追加(第1条)

※「科学技術の水準の向上」と「イノベーションの創出の促進」を並列する目的として位置付け

○「**イノベーションの創出**」の定義規定を新設(科技イノバ活性化法上の定義の見直し)(第2条第1項)

※科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の**創造的活動**を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することを行う。

○科学技術・イノベーション創出の振興方針に以下を追加(第3条)

- ①分野特性への配慮 ②学際的・総合的な研究開発 ③学術研究とそれ以外の研究の均衡のとれた推進
- ④国内外にわたる関係機関の有機連携 ⑤科学技術の多様な意義と公正性の確保
- ⑥イノベーション創出の振興と科学技術の振興との有機連携
- ⑦全ての国民への恩恵 ⑧あらゆる分野の知見を用いた社会課題への対応 等

○「研究開発法人・大学等」「民間事業者」の責務規定(努力義務)を追加(第6条、第7条)

※研究開発法人・大学等…人材育成・研究開発・成果の普及に自主的かつ計画的に努める 等

※民間事業者…研究開発法人・大学等と連携し、研究開発・イノベーション創出に努める 等

○**科学技術・イノベーション基本計画**の策定事項に研究者等や新たな事業の創出を行う**人材等の確保・養成**等についての施策を追加(第12条)